

31年度	業 務 委 託 設 計 書			
業 務 名	平成31年度伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託			
履 行 場 所	伊賀市島ヶ原地内			
委 託 料	¥			
履 行 期 間	平成31(2019)年4月1日から2020年3月31日まで	設 計		
業 務 の 概 要		設 計		検 算
		業 種	その他業務 (運送・運搬)	業種コード
<p>運行路線 山菅・不見上線(1路線)1日8便</p> <p>行政サービス巡回車の運行管理(年間)</p> <p>行政サービス巡回車の運転(240日)、運転手の採用・教育・労務管理</p> <p>車両の整備、修理全般</p> <p>燃料油脂類の購入、給油及び交換</p> <p>事故処理に関すること</p> <p>自動車保険(任意保険)に関すること</p> <p>乗車運賃の徴収に関すること</p> <p>その他車両の管理・整備に関すること</p>		委託価格		
		<p>¥</p> <p>税(官積)</p> <p>¥</p>		

伊賀市島ヶ原行政サービス巡回車運行管理業務委託仕様書

1. 目的

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、自家用自動車による乗合旅客運送を行うことにより、地域住民の生活交通手段の確保と住民福祉の向上に資することを目的とする。

2. 業務内容

①行政サービス巡回車の運行管理

- ・旅客自動車運送事業の運行管理者の資格を有するものが運行管理を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2の規定に準じ、運転基準図の作成、運行表の作成等運行に必要な運行管理を行うこと。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる運行管理者の資格証の写しを委託者に提出すること。

②車両の運転

- ・乗務員（運転者）の採用・教育及び労務管理業務
- ・市の行政サービス巡回車を運行していることを常に自覚し、安全運転と利用者への誠意ある接遇を徹底し、そのために必要な乗務員の指導及び教育に努めること。
- ・乗務員に対し、運行する道路の状況、気象条件等安全な運行を確保するため必要な事項について適切な指導を行うこと。
- ・旅客自動車運送事業運輸規則第21条の規定に準じ勤務時間に関する基準を満たすため、十分な数の乗務員を確保すること。
- ・乗務員については、大型（中型8t限定解除を含む）免許取得者のうち、道路運送法施行規則第51条の16第1項の要件を備えている者とする。
- ・受託者は、本業務委託契約の締結後から業務開始前までに、本業務にあたる乗務員全員の運転免許証の写し(両面)を委託者に提出すること。

③車両の整備（定期整備を含む）、修理全般

- i) 事業用自動車に必要なとされる点検整備を実施し、各月の業務完了後、乗務記録及び日常点検表の写しを委託者に提出し検収を受けるものとする。
- ii) 通常点検、修理及び車検を含む定期点検時の業務範囲は次のとおりとする。
 - ・日常仕様点検
 - ・洗車、清掃、ワックスがけ
 - ・定期点検時及び車検時のそれぞれの指定項目点検、調整及び清掃

- ・エアークリーナーエレメント交換
- ・スパークプラグ交換
- ・ディスクブレーキキャリパー分解、点検及び清掃
- ・ディスクブレーキパッド交換
- ・ホイールシリンダーカップ交換
- ・ブレーキライニング交換
- ・ブレーキオイル、オートマチックオイル及びエンジンオイルの補給及び交換
- ・オイルエレメント交換
- ・ワイパーブレードゴム交換
- ・ウォッシュャー液補給
- ・ファンベルト交換
- ・電球交換
- ・タイヤ交換（入替、ホイールバランス、廃タイヤ引取り含む）
- ・バッテリー交換（液補充含む）
- ・油脂類の交換
- ・冬用装備（スタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等）

iii) 次の各本体の修理及び交換に要する費用は委託者の負担とし、次の各本体の修理及び交換以外に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

- ・エンジン本体
- ・インジェクションポンプ本体
- ・エンジンコントロールユニット（コンピューター）本体
- ・オートマチックトランスミッション本体（コンピューターユニットを含む）
- ・ディファレンシャル本体
- ・ステアリングギアボックス本体
- ・エアーコンディショナーの主要機構本体（エバポレーター・コンデンサー・駆動用エンジン・コンプレッサー）
- ・エアーコンプレッサー本体
- ・燃料式ヒーター本体
- ・ラジエーター本体
- ・ブレーキのアクチュエーター本体
- ・スライドドア及びオートスライドドアモーター本体
- ・オートスライドステップ本体
- ・腐食による車体の損傷等
- ・発電用エンジン及び関連部分
- ・クラッチディスク・プレッシャープレート・フライホイール
- ・足廻り（ベローズ及び各種ラバー）交換

iv) 車体の修理等のため代車を使用せざるを得ない事態が生じた場合には委託者は代車を確保すること。なお、代車に係る費用は双方協議によるものとする。

④燃料の給油

- ・燃料にかかる費用は受託者が支払う。

⑤不測の事態に関すること

i) 連絡体制に関すること

- ・受託者は、契約締結後、通常時・緊急時及び災害時の連絡体制等を書面にて委託者に通知すること。
- ・受託者は、緊急時に連絡がとれるよう乗務員に携帯電話等の通信機器を常備すること。

ii) 事故処理に関すること

- ・乗務員は、事故等があった場合又は使用車両を損傷した場合、警察に届けるほか臨機の処置をとり、速やかに委託者に連絡しその指示を受けること。
- ・受託者は事故等で使用車両を損傷した場合、委託者に補償すること。
- ・事故の際の交渉、補償、修理に係る一切の手續及び対応（搭乗者対応を含む）を受託者においてとること。
- ・受託者は顛末及び再発防止策について、書面により委託者に報告すること。

iii) その他不測の事態への対応に関すること

- ・乗務員は、運行中に自然災害、道路障害、事件事故、車両故障、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ又は生じる恐れがある場合、直ちに乗員の安全を確保する措置をとり、速やかに委託者に報告すること。
- ・受託者は、乗務員の事故その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ又は生じる恐れがある時は、直ちに現場状況等の確認をすると共に、速やかに委託者に連絡し、必要に応じ代替乗務員を配置するなど適切な処置をとること。

⑥自動車保険（任意保険）に関すること

- ・受託者は、本業務の履行にあたり使用する車両全てについて、次の補償基準以上の自動車保険（任意保険）に加入し、加入を証明できる書面の写しを契約時及び更新時に委託者へ提出すること。

対人保険 無制限

対物保険 無制限

人身傷害補償保険 1名あたり 5,000 万円

搭乗者傷害保険 1名あたり 1,000 万円かつ1事故につき 1 億円

無保険車傷害保険 1名あたり 2 億円

車両保険

⑦乗車運賃の徴収及び業務報告等に関すること

- ・受託者は、毎月の乗務員運転予定名簿を月初までに委託者に提出すること。
- ・乗務員は、伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例（平成16年11月1日条例第22号）第4条に定める乗車運賃を乗客より徴収すること。
- ・乗務員は、所定の運行日誌、乗車実績等を記録し、一日の業務完了後、徴収した運賃と共に委託者に提出すること。
- ・委託者は受託者に対し、本業務の処理状況について随時調査し必要な報告を求めると共に、本業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

3. 委託期間

- ・平成31（2019）年4月1日～2020年3月31日

4. 業務の実施場所

- ・伊賀市島ヶ原支所管内

5. 運行路線

- ・山菅・不見上線、別紙路線図及び時刻表のとおり
- ・自然災害や道路工事等による臨時の迂回、運行時間等の変更又は運行中止等については、原則として委託料の変更は行なわない。

6. 運行車両数（1台）

- ・次の市有車両を使用し運行する。

三重200 さ 1243

（トヨタ15人乗・コンピューター 平成18年10月登録）

- ・乗務員は、委託者が指定する車庫に使用車両を格納すること。

7. 運行日

- ・平成31（2019）年4月1日～2020年3月31日の平日240日

8. 運行便数

- ・1日8便

9. 運行走行距離

- ・1日当たり約106.3km

10. 管理時間

- ・午前6時45分～午後6時45分

1 1. 委託料の支払方法

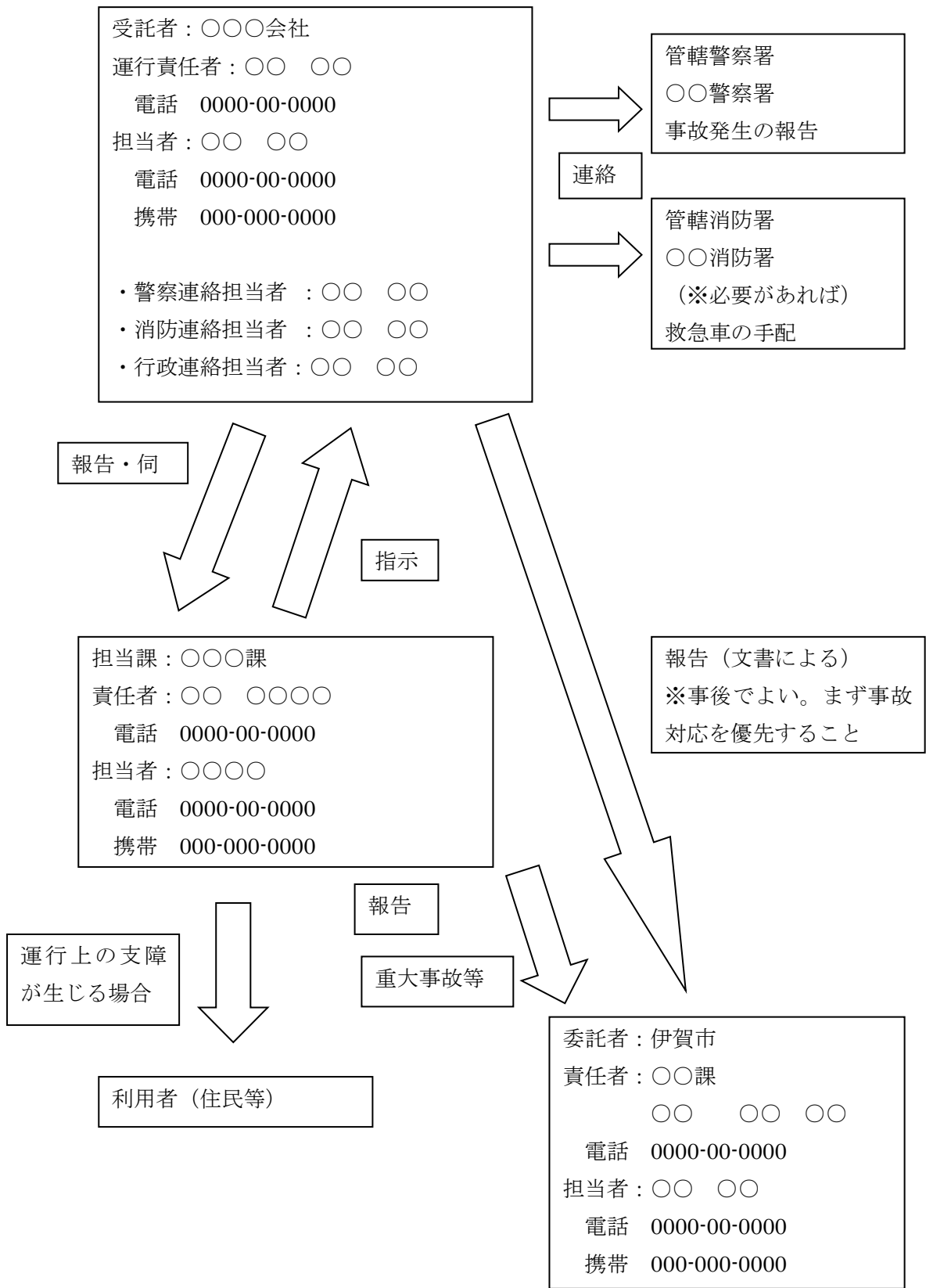
- ・毎月末日締め、翌月支払いとする。

1 2. その他

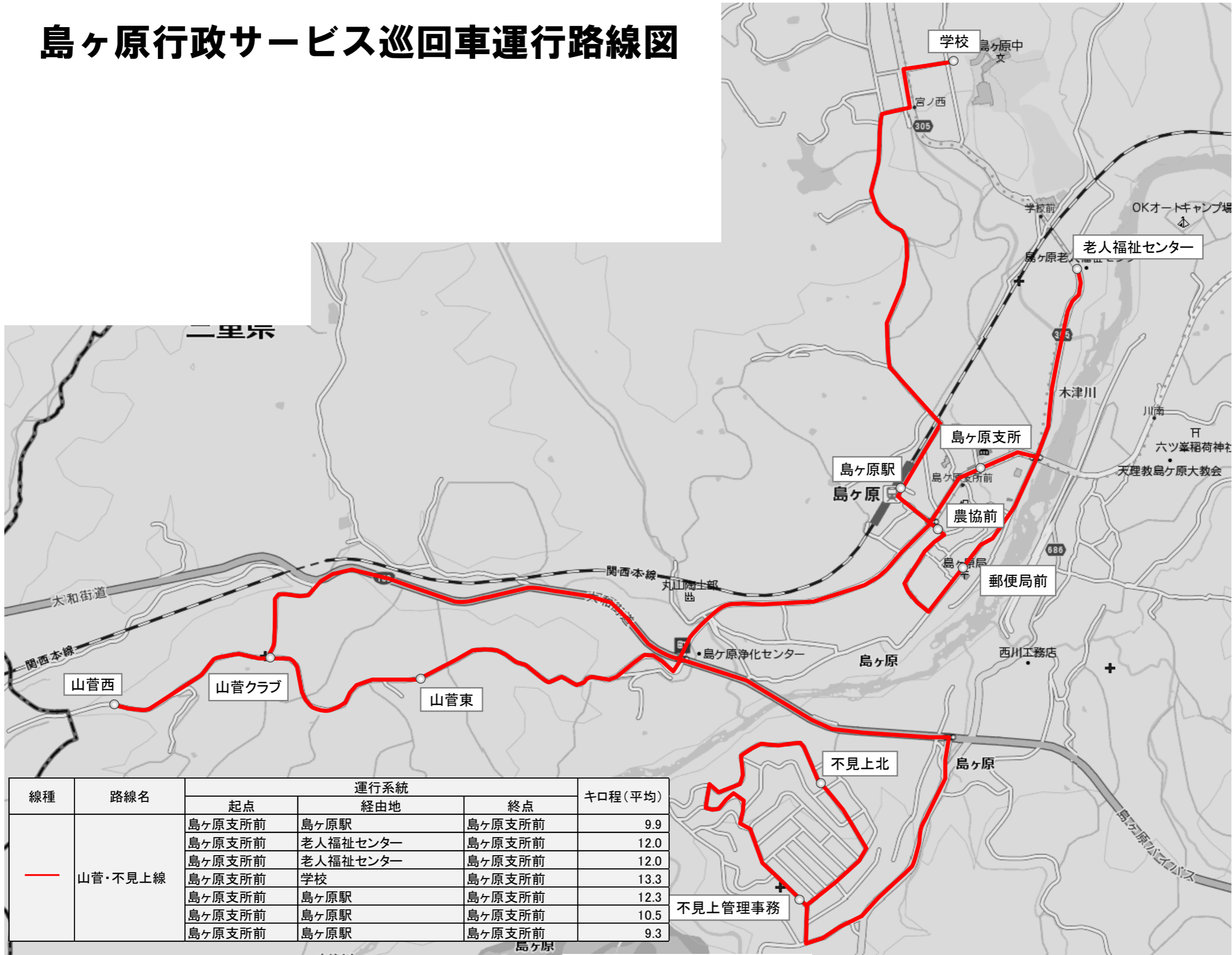
- ・受託者は、事前に業務内容を把握し、年度当初からの本業務に支障のないよう準備すること。
- ・一般的な路線バスと同様、事前許可を受けた内容による定時・定路線の運行を遵守すること。
- ・運行にあたって、高齢者や通学の児童・生徒が主な乗客になると見込まれるので、乗客に応じた対応に配慮すること。特に、他公共交通機関との乗り継ぎには注意を払うこと。
- ・委託期間途中で他の公共交通機関の改正、委託者の施策等により運行内容に変更が生じた場合、委託内容及び委託料については協議の上で受託者は委託者の指示に従うものとする。
- ・その他契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者と受託者の双方が誠意を持って協議の上定めるものとする。

以上

事故発生時等の緊急連絡体制図



島ヶ原行政サービス巡回車運行路線図



線種	路線名	運行系統			キロ程(平均)
		起点	経由地	終点	
—	山菅・不見上線	島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	9.9
		島ヶ原支所前	老人福祉センター	島ヶ原支所前	12.0
		島ヶ原支所前	老人福祉センター	島ヶ原支所前	12.0
		島ヶ原支所前	学校	島ヶ原支所前	13.3
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	12.3
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	10.5
		島ヶ原支所前	島ヶ原駅	島ヶ原支所前	9.3

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第1便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	7:07				
山菅東	7:14				
山菅クラブ	7:16				
山菅西	7:18				
山菅クラブ	7:20				
島ヶ原駅	7:29		7:40		
不見上管理事務所	7:35	児童・生徒優先			
島ヶ原駅	7:41				
不見上北	7:48				
不見上管理事務所	7:50				
島ヶ原駅	7:56	8:04	8:04		8:00
島ヶ原支所前	7:58				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第2便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	8:55				
島ヶ原駅	8:57				
不見上北	9:04				
不見上管理事務所	9:06				
山菅東	9:12				
山菅クラブ	9:14				
山菅西	9:16				
山菅クラブ	9:18				
島ヶ原駅	9:27	10:03	10:03		9:30
農協前	9:29				
郵便局前	9:31				
老人福祉センター	9:34				
島ヶ原支所前	9:41				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第3便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	11:00				
老人福祉センター	11:07				
郵便局前	11:10				
農協前	11:12				
島ヶ原駅	11:15	11:08	11:09		
不見上北	11:22				
不見上管理事務所	11:24				
山菅東	11:30				
山菅クラブ	11:32				
山菅西	11:34				
山菅クラブ	11:36				
島ヶ原駅	11:45	12:09	12:10	12:17	
島ヶ原支所前	11:47				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第4便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	12:15				
老人福祉センター	12:22				
郵便局前	12:25				
農協前	12:27				
島ヶ原駅	12:30				12:50
不見上北	12:37				
不見上管理事務所	12:39				
山菅東	12:45				
山菅クラブ	12:47				
山菅西	12:49				
山菅クラブ	12:51				
島ヶ原駅	13:00	13:09	13:10		
島ヶ原支所前	13:02				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第5便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	14:40				
学校	14:50				
島ヶ原駅	14:54				
不見上北	15:01				
不見上管理事務所	15:03				
山菅東	15:09				
山菅クラブ	15:11				
山菅西	15:13				
山菅クラブ	15:15				
島ヶ原駅	15:24	16:09	16:10	15:27	
島ヶ原支所前	15:26				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第6便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	16:00				
学校	16:10				
島ヶ原駅	16:14				
不見上北	16:21				
不見上管理事務所	16:23				
山菅東	16:29				
山菅クラブ	16:31				
山菅西	16:33				
山菅クラブ	16:35				
島ヶ原駅	16:44	16:45	17:02		
島ヶ原支所前	16:46				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第7便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	16:46				
学校	16:56				
島ヶ原駅	17:00				
不見上北	17:07				
不見上管理事務所	17:09				
山菅東	17:15				
山菅クラブ	17:17				
島ヶ原駅	17:26	17:39	17:39		
島ヶ原支所前	17:28				

行政サービス巡回バス 運行時刻表

第8便		JR		三交バス	
乗車	降車	上り	下り	中矢行	上野行
島ヶ原支所前	17:35				
夏季 4/1~10/31	17:35				
学校	17:35				
冬季 11/1~3/31	17:35				
島ヶ原支所前	17:35				
島ヶ原駅	17:40				
不見上北	17:47				
不見上管理事務所	17:49				
山菅東	17:55				
山菅クラブ	17:57				
島ヶ原駅	18:06	18:16	18:16		
島ヶ原支所前	18:08				